

- 佐賀駐屯地に配備されたV-22オスプレイは、令和7年9月29日以降、佐賀駐屯地周辺において夜間の特性下で操縦を実施するための知識、技能及び判断力を修得することを目的とした実施しており、同年12月15日以降は、佐賀駐屯地以外の相浦駐屯地等11施設において、夜間における離着陸及び周辺の飛行を順次実施してきているところです。
- 令和8年1月26日以降は、福江空港等3施設においても夜間における離着陸及び周辺の飛行を実施することを予定しております。
- なお、福江空港等3施設で夜間飛行を実施する場合においても、航空法の規定及び各駐屯地等の規則等を遵守するとともに、今後も騒音等による生活環境や漁業・農業等への影響に十分な配慮を行います。



【夜間飛行訓練地域】

(陸上自衛隊施設)

相浦駐屯地、高遊原分屯地、目達原駐屯地、大矢野原演習場、日出生台演習場、十文字原演習場、大野原演習場

(海上自衛隊施設)

大村航空基地、鹿屋航空基地

(航空自衛隊施設)

芦屋基地、筑城基地、**福江島分屯基地着陸場**

(民間飛行場)

福江空港、上五島空港

※1 青字下線が今回追加する施設

※2 上記施設については、夜間に限らず日中における訓練も実施

【飛行ルートについて】

- オスプレイの飛行方式である有視界方式による飛行では、目的地への飛行に際して、自衛隊機に限らずパイロットの判断に委ねられ、場周経路外に定まった飛行ルートはありません。
- 飛行にあたっては、河川や高速道路など、識別が容易な地形等を参考にして飛行します。
- 実際の飛行にあたっては、高度300m以上(場周経路外は500m以上)を確保することとし、地域の実情を踏まえ、可能な限り住宅地、市街地や病院等の上空の飛行を避けるといった措置を講じてまいります。